

PFI手法を活用した震災復興案件の募集について

平成25年5月8日

復興庁

内閣府民間資金等活用事業推進室

1. 趣旨

東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体自らの取組はもとより、民間の資金、経営能力等を積極的に活用したインフラ整備等を推進する必要があります。

昨年に引き続き、震災復興に当たりPFI手法の計画的な活用を検討しようとしている地方公共団体等から具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行うPFI事業実施に向けた可能性調査の検討に対する支援を行います。

なお、今回の案件募集は、平成25年度予算成立後、速やかに調査・検討を開始できるように予算成立前に募集手続きを行うものです。したがって、平成25年度予算の国会における成立が前提であり、国会における予算審議の状況によっては、今後、支援の内容等を変更することがあり得ることを、あらかじめご了承ください。

2. 募集対象

東日本大震災復興特別区域法の対象区域内の地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人）とします。

3. 募集する案件

募集案件は以下の4類型に該当する具体的なものとします。

(1) 公共施設等運営権を活用した案件

震災復興に係る公共施設等運営事業を行うもの

※) 公共施設等運営権：公共主体が所有権を有し、施設利用者からの利用料金により運営を行う施設（例えば、美術館・博物館、観光施設、港湾、空港、駐車場、上水道、下水道等）において、その施設の運営を行う権利（所有権は公共主体のまま）を事業主体に設定することにより、その対価（いわゆるコンセッションフィー）を事業主体から徴収することを可能とする制度です。

(2) 民間事業者からの提案制度を活用した案件

PFI 法第 5 条の 2 に基づく民間事業者からの提案を受けて、震災復興に係る公共施設等の整備・運営等を行うもの

※) 民間事業者からの提案制度：PFI 事業を実施しようとする民間事業者が、公共施設等の管理者等に対して当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる制度。被災した公共施設等に係る多様な提案や、高度で専門的な内容が含まれる提案などが想定され、当該提案の検討に時間と労力、専門知識等を要することが想定されます。

(3) 複数の施設を包括的に整備・運営する案件

震災復興に係る複数の公共施設等について、段階的な整備・改修や公的不動産の有効活用等を実施しつつ、包括的に整備・運営等を行い、全体の公共施設等の投資効率を高めるもの

(4) 被災地方公共団体への PFI 専門家の派遣（案件形成）

(1) ～ (3) に該当しない案件で、震災復興に係る公共施設等の整備・運営等を行うもの

4. 募集期間

平成 25 年 5 月 8 日（水）～ 平成 25 年 6 月 7 日（金）18:00（厳守）

5. 提出方法

応募書類は、郵送にて別添の様式に簡潔・明瞭に記入の上、ご提出下さい。

なお、応募様式を電子媒体で必要な場合及び電子メールでの提出をご希望の場合は、下記にお問い合わせいただければ、電子メールにて様式を送付いたします。

（提出先及び問合せ先）

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階
復興庁本庁 統括官付参事官付（予算・会計担当）脇
TEL：03-5545-7370 FAX：03-3224-9081

6. 提出後の手続等

(1) 案件の選定

本案件募集に寄せられた資料等を基に、有識者の意見を聴取した上で、対象となる案件を選定します。案件の選定は、提出された案件の具体性等を総合的に勘案し実施します（提出された案件の事業評価を行うものではありません。）。

応募者に対しては、必要に応じ、ヒアリング等をお願いする場合があります。

結果は応募者に通知します。

(2) 支援の実施

選定された案件を提出した地方公共団体等と連携を取りつつ、当該地方公共団体等における PFI 事業の実施に向けた可能性調査の検討に対する支援を行います。

7. その他留意事項

(1) 内閣府は、PFI 事業の実施に向けた検討に対する支援の業務をコンサルタント等に委託（総合評価方式による入札方式を想定しています。）します。

(2) 1つの地方公共団体等から複数の案件を提出していただいても構いません。ただし、複数の案件を応募する場合、案件ごとに応募書類をご提出ください。

(3) 提出いただいた応募書類等については、返却しませんのでご注意ください。

(4) 本案件募集は、地方公共団体等が行う PFI 事業の実施に向けた検討に対する支援を行うものですが、PFI 事業の実施の検討事例として、他の被災地における PFI 事業の普及のために活用させていただくことがあります。

(5) 応募いただいた案件について、地方公共団体内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、契約又は交渉に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの等については、公表しないよう注意しますが、調査結果の概要については公表されること、応募いただいた案件の調査結果等については、検討事例として活用されることを前提に応募ください。

なお、本調査の公表の取扱いについては、応募地方公共団体等と十分に調整を図らせていただきます。

(6) 応募いただいた案件を PFI 事業として実際に実施する場合には、本案件募集とは別に、所要の手續、関係機関との調整等を応募された地方公共団体等が自ら行っていただく必要があります。

(7) 不明点がある場合には、下記にお問い合わせください。

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階
復興庁本庁 統括官付参事官付（予算・会計担当）脇
TEL : 03-5545-7370 FAX : 03-3224-9081

〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館 6 階
内閣府民間資金等活用事業推進室 榊原、馬場
TEL : 03-3581-9680 FAX : 03-3581-9682